

ヤブ山をきれいな里山に！

— 森林環境保全推進事業(里山再生) —

薪を取ったり、落ち葉かきして親しんだ身近な里山が、放置されてヤブ山になっていませんか？ そんな里山を、きれいに手入れしましょう。

「森林環境保全推進事業」は、森林環境税と国の補助金を使って手入れを行い、森林を健全にする事業です。

所有者に費用負担は生じません。(県で定めた経費以内で実施した場合)



どんな林だと事業ができるの？

集落に近い場所にあり、用材生産を目的としない広さ 0.1ha (1,000m²) 以上の林が対象です。



なにか制約があるの？

手入れ後20年間は、森林以外に転用したり、針葉樹の植栽などによる用材生産を目的とした人工林に転換することはできません。

このため、森林所有者と事業者(町や森林組合)と県の三者で、適切な森林管理を行うための協定を結んでいただきます。



手続きはどうしたら良いの？

- ・事業者が森林経営を委託すれば、事業者が作業を行います。
- ・補助金の手続きは、事業者が全て行います。

詳しくは、下記の問合せ先まで。

【問い合わせ先】

～ まずは手続き窓口となるお近くの森林組合へ～

- 大月市森林組合 0554-22-4111
- 南都留森林組合 0554-43-7455
- 北都留森林組合 本所 0554-62-3330 小菅事務所 0428-87-0549
- 富士北麓森林組合 0555-72-2300
- 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 0554-45-7813

ヤブ山がよみがえります

< 整備前 >



< 整備後 >



- ・ 耕作地や集落に近い里山林の除伐を行うことで、景観が良くなるほか、林内の見通し良くなり、獣が出てきにくい環境を作る事が出来ます。
- ・ 伐り払い整理した後に枝を筋状に積むことによって、景観を保全しながら土が流れ出ることも防ぎます。

森林は未来に引き継ぐ県民の大切な財産です。
しっかり整備をして、魅力ある里山として保全しましょう。